

「福山市人権尊重のまちづくり条例」を知っていますか？

9月30日は福山市人権尊重のまちづくり条例施行日です。

福山市では、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、「すべての人にやさしいまちづくり」「市民の主体的参加による協働」を柱として、基本的人権の尊重や差別解消に向けた取組を進めてきました。しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由とした様々な差別や偏見が、今なお存在しています。

そうした状況から、「差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現」をめざして、この条例が制定されました

条例には、互いの人権を尊重し、自らも人権意識を高めることなど、市民の役割等が定められています。すべての人が基本的人権を持つかけがえのない個人として尊重される社会の実現に向け、一人ひとりが、様々な人権問題について理解を深め、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、行動に繋げていきましょう。

「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み・偏見)」の啓発動画を YouTube に掲載しています。是非ご覧ください。

